

イナートガス装置の仕様に対する統一解釈に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

イナートガス装置の仕様に対する統一解釈に関する事項

改正理由

2014 年 5 月に開催された IMO 第 93 回海上安全委員会（MSC93）において、イナートガス装置の仕様を定めた火災安全設備のための国際コード（FSS コード）第 15 章が決議 MSC.367(93)として改正された。また、IMO 第 98 回海上安全委員会（MSC98）において、当該コードの統一解釈が MSC.1/Circ.1582 として承認された。承認された統一解釈のうち、「イナートガス装置の操作状態」に関する統一解釈に関し、一部不整合が生じていたことから、当該統一解釈を除き本会規則に取り入れている。

IACS よりこれを是正するための提案を本年 3 月に開催された IMO 第 5 回船舶設備小委員会（SSE5）に提出し、合意された。その際、FSS コード 15 章（イナートガス装置）内で使用されている用語を、誤解を避けるため “forward of（前方）” から “downstream of（下流）” と解釈する提案も合意された。この解釈案は、IMO 第 100 回海上安全委員会（MSC100）において MSC.1/Circ.1582(Rev.1)として承認された。

このため、MSC.1/Circ.1582(Rev.1)に基づき、関連規定を改めた。なお、“forward of” に関して、日本籍船用規則では当該用語を当初より「下流側」又は「タンク側」と訳しているため、外国籍船舶用規則のみ改めた。

改正内容

制御盤に表示する「イナートガス装置の操作状態」を明確化した。

改正条項

鋼船規則検査要領 R 編 R35.2.2